

令和3年6月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第45号 亀山市税条例等の一部を改正する条例	1
議案第46号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	13
議案第47号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	15
議案第48号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	19
議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部を改正する条例	21

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）
（亀山市税条例の一部改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条</p>	<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 _____ の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く</u>。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条</p>

において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第17条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第12条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条

において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第17条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第12条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条

第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

4 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規

第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

5 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規

定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16及び17 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第21条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地

定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。

18及び19 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第21条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地

の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第66条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第66条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第30条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第66条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第66条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第30条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については_____

_____、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条_____において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第91条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、

次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月

1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に

対する第91条の規定の適用については_____

、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。~~

(略)

5 (略)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車~~が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車~~が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~~~

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年~~

対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号の指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。~~~~

(略)

5 (略)

度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第30条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 （略）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第30条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 （略）

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第47条 (略)

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第47条 (略)

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）
（亀山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>第2条 亀山市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第43条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321</p>	<p>第2条 亀山市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第43条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321</p>

条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項前段中「第10項」を「第9項」に改め、同項後段中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第44条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を

条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項前段中「第10項」を「第9項」に改め、同項後段中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第44条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を

「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第46条第2項中「第43条第5項」を「第43条第7項」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、同条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

(中略)

附則第7条第2項中「及び第4項」を削る。

附則第8条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に_____改める。

第46条第4項

_____から第6項までを削る。

(中略)

附則第7条第2項中「及び第4項」を削る。

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (<u>法附則第15条第16項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第16項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第16項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>附 則 (<u>法附則第15条第19項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第19項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6～10 (略)</p> <p><u>11 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、<u>法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></u></p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>

1 1及び1 2 (略)

1 3 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

1 2及び1 3 (略)

1 4 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第5条関係）			別表第1（第2条、第5条関係）		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1～32（略）	（略）	（略）	1～32（略）	（略）	（略）
			33 行政手続における 特定の個人を識別する ための番号の利用等に 関する法律（平成25 年法律第27号。以下 「番号法」という。） 第2条第7項に規定す る個人番号カードの再 交付	個人番号カードの 再交付手数料	800円
33（略）	（略）	（略）	34（略）	（略）	（略）
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
1 建築基準法関係手数料			1 建築基準法関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2 法第7条第1項（法 第88条第1項におい	完了検査申請又は 完了通知の手数料	3の表に定める金 額	2 法第7条第1項（法 第88条第1項におい	完了検査申請又は 完了通知の手数料	3の表に定める金 額

て準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の申請又は <u>法第18条第16項</u> (法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査		
<u>3 法第7条の3第1項</u> (法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第19項 (法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査	<u>中間検査申請又は特定工程工事終了通知の手数料</u>	<u>4の表に定める金額</u>
<u>4～14</u> (略)	(略)	(略)
2 (略)		
3 完了検査申請又は完了通知の手数料 (1) 建築物 (法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。)		

て準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の申請又は <u>法第18条第14項</u> (法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査		
<u>3～13</u> (略)	(略)	(略)
2 (略)		
3 完了検査申請又は完了通知の手数料 (1) 建築物		

を建築した場合（移転した場合を除く。）

(略)

(2) 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）

を建築した場合（移転した場合を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	21,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	49,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	89,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	164,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	237,000円
50,000平方メートルを超えるもの	443,000円

(3) 建築物を移転した場合

を建築した場合（移転した場合を除く。）

(略)

(2) 建築物を移転した場合

(略)

(4) 工作物の場合

(略)

4 中間検査申請又は特定工程工事終了通知の手数料

<u>中間検査を行う部分の床面積の合計</u>	<u>金額</u>
<u>30平方メートル以内のもの</u>	<u>17,000円</u>
<u>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u>	<u>21,000円</u>
<u>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u>	<u>33,000円</u>
<u>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	<u>47,000円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>62,000円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>84,000円</u>
<u>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>143,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</u>	<u>204,000円</u>
<u>50,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>391,000円</u>

(略)

(3) 工作物の場合

(略)

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>20 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第28条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。この場合における第28条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>20 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第28条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。この場合における第28条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提</p>

出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

亀山市農林水産事業分担金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前										
<p>(分担金を徴収する事業)</p> <p>第2条 分担金の徴収の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 災害からライフラインを守る事前伐採事業</u></p> <p>(分担金を徴収する者の範囲)</p> <p>第3条 <u>前条第2号から第5号</u>までに掲げる事業に係る分担金は、当該事業の施行により特に利益を受ける者（前条第3号に掲げる事業のうち法第2条第2項第5号に該当するものにあつては、法第3条に規定する資格を有する者を含む。）から、その受益の限度において徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="268 1029 1108 1220"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>災害からライフラインを守る事前伐採事業</u></td> <td><u>事業に要する費用に100分の50を乗じて得た額</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	分担金の額	(略)	(略)	<u>災害からライフラインを守る事前伐採事業</u>	<u>事業に要する費用に100分の50を乗じて得た額</u>	<p>(分担金を徴収する事業)</p> <p>第2条 分担金の徴収の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(分担金を徴収する者の範囲)</p> <p>第3条 <u>前条第2号から第4号</u>までに掲げる事業に係る分担金は、当該事業の施行により特に利益を受ける者（前条第3号に掲げる事業のうち法第2条第2項第5号に該当するものにあつては、法第3条に規定する資格を有する者を含む。）から、その受益の限度において徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1164 1029 2004 1125"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	分担金の額	(略)	(略)
事業名	分担金の額										
(略)	(略)										
<u>災害からライフラインを守る事前伐採事業</u>	<u>事業に要する費用に100分の50を乗じて得た額</u>										
事業名	分担金の額										
(略)	(略)										